

# オンライン診療を利用する皆様へ



～正しく安心してご利用いただくために知ってほしいこと～

## オンライン診療とは？

スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、自宅等にいながら医師の診察や薬の処方を受けることができる診療です。

オンライン診療は、直接の対面による診療とは異なり触診等ができないため、医師が得られる情報が限られます。そのため、以下のような方針により実施されます。

✓ オンライン診療は、対面診療と適切に組み合わせて実施することが基本です。

✓ 適切な診療のため、一部の場を除き、原則、かかりつけの医師が実施します。

※かかりつけの医師とは、日頃から直接の対面診療を行っているなど、すでに患者さんと直接的な関係がある医師のことをいいます。

※かかりつけの医師がない場合は、オンライン診療を実施しているお近くの医療機関にご相談ください。

✓ 医師がオンライン診療による診療が適切でない判断した場合には、利用できません。



## オンライン診療の利用により期待される効果



在宅で訪問診療とオンライン診療を組み合わせることで、  
受診の機会が増えました

医療機関が遠く、糖尿病などの慢性疾患のための  
定期的な通院の負担が大きかったが、オンライン診療と  
組み合わせることで負担が減り治療を継続することができました



感染症流行時も人と接触せずに受診でき、安心しました

育児・介護や仕事などで通院が困難でしたが、オンライン診療で  
受診しやすくなりました



## オンライン診療についてよくある質問

Q

オンライン診療を利用する時に必要なものは？

A

パソコンやスマートフォン、タブレット等の情報通信機器があれば利用可能です。  
プライバシーが守られ、インターネット接続が可能な環境でご利用いただけます。  
患者さん本人であることを医師が確認するため、本人確認書類(マイナンバーカード、  
運転免許証、パスポートなど)も必要です。

※保険診療を受ける場合は健康保険証が必要です。



Q

オンライン診療の支払い方法や薬の受取方法は？

A

オンライン診療の支払い方法には、クレジットカード払い、後日支払い等、様々  
な方法があります。医療機関にご確認ください。

また、薬の受取方法も、診療所や薬局から配送してもらう方法や、薬局に受け取  
りに行く方法など様々です。医療機関や薬局にご確認ください。



厚生労働省ホームページに、その他Q&Aを掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38226.html)



## オンライン診療を利用する際の注意点

オンライン診療は、すべての患者さんにおいて利用可能とは限りません。

患者さんの安全の確保のため、オンライン診療では次のような制限がありますので、ご注意ください。



初診から麻薬や向精神薬を処方することはできません。

また、基礎疾患等の情報が把握できていない患者さんに対する、特に安全管理が必要な薬品（精神神経用剤、糖尿病用剤等）や、8日分以上の処方もできません。



重篤な副作用が発現するおそれのある医薬品の処方は特に慎重に行います。



メールやチャットのみで診療することはできません。



緊急を要する症状である場合など、医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合はオンライン診療を中止し、速やかに対面診療に切り替えます。



医師の判断によりお薬を処方できない場合があります。

⇒次頁の「オンライン診療で処方を受けるに当たって注意が必要なお薬一覧」も併せてご確認ください。



オンライン診療の安全で適切な活用のために、厚生労働省では患者の皆様にとってほしいこと・ご協力いただきたいことを「安心・安全にオンライン診療を受けるためのチェックリスト」として整理・公表しています。ぜひご活用ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38226.html)



## オンライン診療で処方を受けるに当たって注意が必要なお薬一覧

初診からオンライン診療で処方を受ける場合には、初診から安全に処方してもらえない医薬品もあるため、患者さんが処方を希望したとしても、医師が処方すべきでないと判断することがあります。

例えば、以下のようなお薬は、処方すべきでないと判断される可能性のあるお薬ですので、必要な際には、かかりつけの医師等と十分にご相談ください。

また、以下のお薬以外にもオンライン診療で処方を受けるに当たって、注意を要するお薬があります。詳細はこちら→(日本医学会連合「オンライン診療の初診に関する提言」)



|                | 医師がオンライン診療（初診）で処方すべきでないと判断し得るお薬  |
|----------------|--|
| 代謝             | ・ <b>糖尿病治療薬</b> (注) (注) 例えば、糖尿病治療薬であるGLP-1受容体作動薬などを「 <b>医療ダイエット</b> 」、「 <b>メディカルダイエット</b> 」などと称して処方する例において、 <b>健康被害</b> の報告がされています。<br>・ <b>脂質異常症治療薬</b> |
| 精神             | ・ <b>向精神薬</b> (抗うつ薬、抗不安薬、睡眠導入剤 (睡眠薬) など)<br>・ <b>ADHD (注意欠陥多動性障害) 治療薬 など</b>   |
| 炎症・免疫・アレルギー    | ・ <b>副腎皮質ステロイド薬</b><br>・ <b>抗アレルギー薬</b> (抗ヒスタミン薬など。薬局において販売されている抗アレルギー薬は可能とされています。)<br>・ <b>標準化スギ花粉エキス など</b>  |
| 内分泌            | ・ <b>全てのホルモン製剤</b> (低用量ピルなど)   |
| ビタミン製剤、輸液・栄養製剤 | ・ <b>栄養製剤 など</b>   |
| 循環器            | ・ <b>利尿剤 など</b>  |
| 呼吸器            | ・ <b>麻薬系の鎮咳薬 など</b>  |
| 神経             | ・ <b>麻薬類 など</b>  |
| 耳鼻咽喉           | ・ <b>副腎皮質ステロイド (点鼻) など</b>   |
| 皮膚             | ・ <b>ステロイド外用薬</b> (効果の強さがvery strong (とても強い) 以上のもの) など   |



オンライン診療は、その特徴や注意点を理解した上で、オンライン診療の実施について医師と合意できた場合に利用することが可能です。ご利用を検討の際は、かかりつけの医師にご相談ください。



ひと、暮らし、みらいのために

**厚生労働省**

Ministry of Health, Labour and Welfare

お問い合わせ先